

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）

被告 学校法人順天堂

## 準備書面（4）

令和3年3月17日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 岡田 尚 人



同 大辻 大 佑



### 第1 原告ら第3準備書面に対する反論

#### 1 慰謝料について（原告らの共通するもの）

（1）原告らは、被告が、平成29年度よりも前の入試について、不公正、不公平な選抜を是正するための措置（合否の再判定等）を講じず、放置していることにより、自らが不正ゆえに不合格となったのか、あるいはそうでないのか、確証が持てない不安定な心理状態に置かれたことを精神的損害発生の論拠として主張する

しかし、従前被告が主張するとおり、原告番号5及び6以外の原告らについては、性差による合格判定基準の違いによって不合格となったのではなく、性差のない合否判定基準によっても不合格となっていたことが明らかとなっており、被告の原告らに対する不利益取扱いは存在せず、あるいは因果関係が認められず、よって、原告らが主張する慰謝料と相当因果関係のある不法行為あるいは債務不履行が存在しないのであるから、原告の当該主張は失当である。

(2) また、原告らは、大阪高判平成16年10月14日判時1890号54頁を引用し、被告の行為によって他の大学を選択する機会を奪われ、これによる精神的損害が発生している旨主張する。

しかしながら、当該判決は、大学サッカー部監督が高校生に対してスポーツ推薦入試を受験するよう強い勧誘を行ったために同高校生が受験をしたところ、不合格となったという事案につき、スポーツ推薦入試においては監督からの勧誘が受験生に強い期待を抱かせるものであるという特殊性や、同監督が「(合格については)99パーセント大丈夫」などと誤った情報を提供しているという特別な事情を踏まえて、慰謝料の賠償を認めたものである。

本件では、被告側から原告らに受験をするよう勧誘した事実もなく、また合格可能性について積極的に虚偽の情報を伝えた事実も存在せず、そもそも虚偽の情報を伝えた事実が存在しない。

したがって、この点からも慰謝料(原告らに共通するもの)に関する原告らの主張が失当であることは明らかである。

(3) 以上より、原告らの慰謝料(原告らに共通するもの)に関する主張は失当である。

## 2 慰謝料について(原告番号5及び6に固有のもの)

(1) そもそも、被告が従前主張するとおり、被告が原告番号5及び6に対する入学者選抜に関して性別による不当な差別的取扱いがなされた事実が存在しない以上、不当な差別的取扱いを前提とした原告の主張は認められない。

また、原告番号5及び6が受けた精神的苦痛は金額に評価すると各々350万円を下ることはない旨主張するが、金額の具体的根拠は特に示されていない。

(2) また、原告らが原告らに共通するものとしての慰謝料に関して引用する上記裁判例においては、上述したようなスポーツ推薦入試における特殊性や監督が誤った情報を積極的に提供している事情のもとで、慰謝料としては80

万円の限度でしか賠償を認めていない。上述のとおり、被告側から原告らに受験をするよう勧誘した事実もなく、また合格可能性について積極的に虚偽の情報を伝えた事実も存在せず、そもそも虚偽の情報を伝えた事実が存在しない本件においては、精神的苦痛を金額に評価すると各々350万円を下ることではない旨の原告の主張が認められないことは明らかである。

### 3 入学検定料・交通費・宿泊費について

#### (1) 入学検定料について

原告番号1の2015年度一般入試一次試験，センター・一般独自併用入試一次試験，センター利用入試一次試験，地域枠入試一次試験，2016年度一般入試一次試験，センター・一般独自併用入試一次試験，センター利用入試一次試験，原告番号2の2018年度一般入試A方式二次試験，原告番号3の2018年度一般入試A方式一次試験，原告番号4の2014年度一般入試二次試験，原告番号5の2011年度一般入試二次試験，2012年度センター・一般独自併用入試二次試験，原告番号6の2015年度一般入試一次試験，2016年度一般入試一次試験，原告番号7の2013年度一般入試一次試験，原告番号8の2016年度一般入試一次試験，原告番号9の2018年度一般入試A方式，原告番号10の2012年度一般入試一次試験，センター・一般独自併用入試一次試験，センター利用入試一次試験，原告番号11の2014年度一般入試一次試験，センター・一般独自併用入試二次試験，2015年度一般入試一次試験，センター・一般独自併用入試二次試験，原告番号12の一般入試A方式一次試験，原告番号13の一般入試A方式一次試験については、男女の基準が同一であっても不合格となっていたから、そもそも被告の不利益取扱いが存在せず、これらにかかる入試検定料は損害たり得ない。

また、原告番号6の2017年度一般入試A方式一次試験については判定が不合格から合格となったため、本学より原告に入学検定料の返還を行って

おり、損害が存在しない。

なお、原告番号3の2017年一般入試A方式及びセンター利用入試及び2018年センター利用入試、原告番号10の2011年一般入試方式、2011年センター・一般独自併用入試、2011年センター利用入試、2011年地域枠入試及び2012年地域枠入試については、従前の主張どおり、そもそも受験した記録が存在せず、受験の事実自体が立証されていないため、当然、これらにかかる入学検定料を損害とする主張は認められない。

## (2) 交通費について

交通費についても上述(1)のとおり、そもそも被告の不利益取扱いが存在しないもの、及び受験の事実自体が存在しないものについては、当然、これが損害たり得ないことは明らかである。

上記のとおり、原告主張の交通費がそもそも損害たり得ないことは明らかであるが、原告らの自宅から各受験会場に行くために必要な金額であるという限りでは概ね認める。

なお、原告番号2については出発点が■■■■となっている理由、原告番号5については一次試験と二次試験とで同一区間にもかかわらず金額が異なる理由、原告番号7についてはIC利用ではなく切符利用を前提とした算定を行っている理由及び区間が原告番号2と同一であるにもかかわらず金額が異なる理由が、いずれも提出されている証拠から明らかでない。

## (3) 宿泊費について

宿泊費についても上述(1)のとおり、そもそも被告の不利益取扱いが存在しないもの、及び受験の事実自体が存在しないものについては当然、これが損害たり得ないことは明らかである。なお、原告番号4及び5についてはそもそも領収書等が存在しない以上、宿泊の事実自体が立証されていない。

## (4) 原告番号5及び6について

原告番号5の2012年一般入試については、被告が従前主張するとおり、

そもそも被告の不法行為が存在しない以上、当該入試にかかる入学検定料・交通費・宿泊費については、いずれも損害たり得ない。なお、原告番号5については、母親の同行に要した費用も形状されているようであるが、未成年の受験生に保護者が同行することが通常であるとは言えず、相当因果関係の認められる損害とは言えないことを付言する。

原告番号6の2017年一般入試A方式については既に入学検定料が返還されているし、交通費については、原告番号5同様に、被告の不法行為が存在しない以上、損害たり得ない。

#### 4 弁護士費用相当額について

上記主張のとおり、原告らが主張するいずれの損害についても、そもそも存在しない、あるいは被告の不法行為が存在しない以上損害たり得ないことは明らかであるから、原告ら主張の請求額にかかる弁護士費用相当額もまた損害たり得ないことは明らかである。

以上